

徳島県立障がい者交流プラザ
(障がい者交流センター等)
管理運営業務要求水準書

令和4年7月

徳島県保健福祉部障がい福祉課

目 次

1	障がい者交流センター等の管理運営に関する基本的な考え方	1
2	管理の基準	
	(1) 休館日	1
	(2) 供用時間	2
	(3) 利用の許可	2
3	管理運営体制	
	(1) 交流センター	2
	(2) 支援センター	3
4	業務の委託の制限	3
5	法令等の遵守	3
6	モニタリングの実施	
	(1) 事業報告書等	4
	(2) セルフモニタリング	4
	(3) 実地調査	4
7	情報管理	
	(1) 業務の実施を通じて知り得た情報	4
	(2) 個人情報	4
8	情報公開	4
9	規程の制定	4
10	危機管理対応	5
11	施設の目的外使用許可	5
12	各種保険	
	(1) 火災保険	5
	(2) 施設賠償責任保険	5
13	指定管理料及び経理等について	
	(1) 指定管理料の額	6
	(2) 光熱水費の取り扱い	6
	(3) 指定管理料の支払い	6
	(4) 帳簿及び会計証拠書類	6
14	原状回復義務	
	(1) 指定期間の満了等による場合	6
	(2) 毀損滅失した場合	7
15	備品の管理	7
16	業務の内容	
	(1) 施設の運営業務	7
	(2) 施設の維持管理業務	8
	(3) 利用の許可に関する業務	10
	(4) 利用料金に関する業務	10
	(5) その他管理に関し必要な業務	11
17	県と指定管理者の役割分担	11
18	業務不履行時の手続き	12
19	協議	12

徳島県立障がい者交流プラザ（以下「プラザ」という。）のうち障がい者交流センター（以下「交流センター」という。）及び視聴覚障がい者支援センター（以下「支援センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書の定めるところによる。

1 障がい者交流センター等の管理運営に関する基本的な考え方

交流センター及び支援センター（以下「交流センター等」という。）の管理運営については、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うものとする。

- （１）関係法令及び条例等（以下「法令等」という。）の規定を遵守すること。
- （２）交流センター等が、障がい者に対し、交流の場の提供、相談、情報提供等の支援を行うことにより障がい者の自立と社会参加を促進することを目的として設置されたことを踏まえ、この趣旨に沿った管理運営を行うとともに、利用者のサービスの向上及び利用促進に努めること。
- （３）交流センター等の設置目的を達成するために必要な事業を実施するとともに、交流センターにおいては研修室、アートワークルーム、プレイルームその他の施設を利用に供すること。
- （４）障がい者の利用に支障の生じることがないように配慮すること。
- （５）効率的な管理運営を行い、管理運営経費の節減に努めること。
- （６）利用者の意見を管理運営に反映させるとともに、利用者の平等かつ公平な利用を確保すること。
- （７）施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう施設の保守管理を行うこと。
- （８）プラザにおいて、県が実施する障がい福祉行政の推進に関する事業等に協力すること。
- （９）個人情報の保護を徹底すること。
- （１０）環境に配慮した管理運営を行うこと。
- （１１）近隣住民や関係機関、障がい者団体等との良好な関係を維持すること。
- （１２）大規模感染症等の不測の事態への対応として、運営方法を工夫すること。

2 管理の基準

（１）休館日

ア 交流センター

休館日は年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）とする。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、事前に県の承認を得て、臨時に開館又は休館することができる。

なお、詳細は「徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）を参照のこと。

また、指定管理者は、施設利用促進及びサービス向上のために休館日を少なくすることができる。（この場合はあらかじめ条例の改正を要する。）

イ 支援センター

休館日は年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）、木曜日とする。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ県の承認を得て、臨時に開館又は休館することができる。なお、詳細は条例を参照のこと。

また、指定管理者は、施設利用促進及びサービス向上のために休館日を少なくすることができる。（この場合はあらかじめ条例の改正を要する。）

（２）供用時間

ア 交流センター

供用時間は、月曜日から金曜日にあつては午前９時から午後９時まで、土曜日、日曜日及び祝日にあつては午前９時から午後５時までとする。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、事前に県の承認を得て、供用時間を変更することができる。

また、指定管理者は、施設利用促進及びサービス向上のために供用時間を拡大することができる。（この場合はあらかじめ条例の改正を要する。）

なお、徳島県障がい者相談支援センターについては、就業時間が午前８時３０分から午後５時１５分となっているので、留意すること。

イ 支援センター

供用時間は、午前９時から午後５時までとする。

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ県の承認を得て、これを変更することができる。

また、指定管理者は、施設利用促進及びサービス向上のために供用時間を拡大することができる。（この場合はあらかじめ条例の改正を要する。）

（３）利用の許可（交流センターのみ）

指定管理者は、交流センターの利用者に対し、利用の許可を行う。

許可に際しては、平等かつ公平な利用の確保に充分留意するとともに、障がい者の利用に支障のないよう配慮すること。

指定管理者は、条例第９条の各号に該当するときは、利用の許可を拒むことができる。

指定管理者は、条例第１０条の各号に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

３ 管理運営体制

管理運営業務を適正に実施するために、次に掲げる体制整備に努めること。

(1) 交流センター

- ア 管理責任者を専任配置すること。
- イ 甲種防火管理者、建築物環境衛生管理技術者、2級ボイラー技士、認定電気工事従事者（又は第2種電気工事士）など、法で定める有資格者を置くこと。
- ウ 各種業務の責任体制を確立すること。
- エ 職員に対し、障がい及び障がい者の特性に関すること並びに施設の管理運営に係る研修を実施し、必要な知識と技術の習得に努めること。

(2) 支援センター

- ア 管理責任者を専任配置すること。
- イ 甲種防火管理者、建築物環境衛生管理技術者、認定電気工事従事者（又は第2種電気工事士）など、法で定める有資格者を置くこと。
- ウ 各種業務の責任体制を確立すること。
- エ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年3月12日厚生労働省令第21号）の規定に基づき、適正な人員を配置すること。
- オ 職員に対し、障がい及び障がい者の特性に関すること並びに施設の管理運営に係る研修を実施し、必要な知識と技術の習得に努めること。

4 業務の委託の制限

指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。

ただし、指定管理者が県の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができる。

5 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法令等を遵守しなければならない。

事業の遂行にあたり、遵守すべき法令等は以下のとおり。

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）はじめ労働関係法令
- ウ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年徳島県条例第50号）
- エ 徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年徳島県規則第67号）
- オ 徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成17年徳島県条例第74号）
- カ 徳島県立障がい者交流プラザ管理規則（平成17年徳島県規則第77号）
- キ 徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）
- ク 徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）
- ケ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- コ その他関連法令

6 モニタリングの実施

県は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するためにモニタリングを実施する。

(1) 事業報告書等

ア 指定管理者は、毎月終了後10日以内に月次報告書等を県に提出すること。

イ 指定管理者は、各年度の終了後1か月以内に、交流センター等の管理運営業務の実施状況や利用状況等を正確に記載した事業報告書及び交流センター等の収支決算報告書を作成し、県に提出すること。

(2) セルフモニタリング

指定管理者は、施設の効果的・効率的な管理運営及びサービス向上の観点から毎月セルフモニタリングを実施し、その報告書を月次報告書等とともに県に提出すること。

(3) 実地調査

県は、施設の適正な管理運営を期すため、指定管理者に対し必要に応じて業務日誌の点検並びに管理の状況、施設、設備及び各種帳簿等の実地調査を行う。

7 情報管理

(1) 業務の実施を通じて知り得た情報

指定管理者、若しくは本業務の全部又は一部に従事する職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び県の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

また、指定管理者の指定期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(2) 個人情報

指定管理者は、指定管理業務を実施するにあたって個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護を図るため必要な措置を講ずること。

個人情報の漏えい等の行為には、徳島県個人情報保護条例に基づき罰則が適用される場合があること。

なお、必要な措置の詳細については、基本協定書において定めることとする。

8 情報公開

指定管理者は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第31条の2の規定に基づき当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。

9 規程の制定

指定管理者は、管理業務の処理について規程を定めることができるとともに、申請に対する

処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）に準じ、審査基準等の規程を定めなければならない。

なお、これらの規程を制定し、又は改廃するときは、県の承認を受けなければならない。

10 危機管理対応

- (1) 指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめ対応マニュアルを作成し県に報告するとともに、定期的に訓練を実施し職員の指導を徹底すること。
- (2) 設備に応じた日常点検、定期点検を実施するとともに、異常を発見した場合は利用を中止すること。
- (3) 指定管理者は、事故発生時に備え、あらかじめ協力医療機関を確保しておくこと。
- (4) 指定管理者は、次の各号に該当する場合は速やかに県に報告するとともに、その指示に従わなければならない。
 - ア 災害その他の事故により、負傷者等が発生したとき。
 - イ 災害その他の事故により、施設に係る県の財産が滅失したとき。
 - ウ 施設の利用を中止する必要が生じたとき。
 - エ その他業務実施上、不測の事態が生じたとき。
- (5) 当施設は、「徳島市防災会議」から災害時における地域住民の避難所として、徳島市から津波時における一時避難施設（津波避難ビル）として、また、県危機管理環境部から国民保護法に規定する武力攻撃事態等の際の住民の避難施設としての指定を受けている。
- (6) 指定管理施設での災害・事故等の発生時における事業継続計画（「BCP」）は、指定管理者に作成させており、県に提出を求めている。今後は、必要に応じて県危機管理環境部の助言を受けながら内容を精査し、指定管理者に修正等の指示を行う。

11 施設の目的外使用許可

軽食喫茶室、自動販売機の設置及び障がい者団体事務室等施設の目的外使用許可については、県が行い、その使用料は県が徴収する。

詳細は、参考資料9「行政財産の目的外使用許可の状況」を参照のこと。

12 各種保険

(1) 火災保険

県が加入する。

(2) 施設賠償責任保険

管理運営の瑕疵に係る賠償責任保険

指定管理者が加入すること。

補償額については、下記以上の保険に加入すること。

- 1 名あたり 限度額 1 億円
- 1 事故あたり 限度額 1 0 億円

1 3 指定管理料及び経理等について

(1) 指定管理料の額

指定管理料の額は、収支計画書（様式10-5）における固定費、運営費及び維持管理費を合計した額から利用料金収入、自主事業収入及びその他の収入の額を控除した額とする。

なお、実際の利用料金収入、自主事業収入及びその他の収入の額と、収支計画書における額とに差が生じてても、指定管理料の変更はしない。

(2) 光熱水費の取り扱い

プラザにおける光熱水費は、電気及び水道については本館（交流センター及び支援センター）とスポーツ館（スポーツセンター）との分別は可能だが、ガスについては分別できない構造となっている。

このため、次の方法により算定された各施設の電気、水道及びガス代を交流センターの指定管理者に支払い、交流センターの指定管理者がプラザ全体として一括して電気、水道及びガス代をそれぞれの事業者を支払うこととする。

ア 電気、水道

分別によるスポーツセンターの負担額を除いた額を、交流センターと支援センターとの延べ床面積按分によりそれぞれの負担額を算定する。

イ ガス

交流センター、支援センター及びスポーツセンターとの延べ床面積按分によりそれぞれの負担額を算定する。

ウ 障がい者相談支援センター

ア及びイにより算定した交流センター及び支援センターに係る電気、水道及びガス代について、本館部分における延べ床面積按分により負担額を算定する。

エ 行政財産の目的外使用許可を受けた団体

ウと同様の方法により算定する。

なお、軽食喫茶室については電気、水道及びガスの分別が可能であるため、それぞれの使用量に応じて算定する。

(3) 指定管理料の支払い

各年度ごとに協議の上締結する年度協定に従い、指定管理者の請求に基づき県が支払う。

(4) 帳簿及び会計証拠書類

指定管理者は、経理規程を策定の上、帳簿及び会計証拠書類を備え、適正に会計を処理するとともに帳簿及び会計証拠書類は5年間保管すること。

1 4 原状回復義務

(1) 指定期間の満了等による場合

指定管理者は、施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ県と協議すること。

また、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、

県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(2) 毀損滅失した場合

指定管理者は、施設及び設備を毀損滅失したときは、県の指示するところにより、施設又は設備を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

1 5 備品の管理

(1) 県は、参考資料7「備品一覧」に記載する備品（以下「県有備品」という。）を無償で指定管理者に貸与する。

(2) 県有備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、県が当該備品を調達する。

ただし、1件20万円以下の県有備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施することとし、この場合の調達品の所有権は県に帰属するものとする。

(3) 指定管理者は、故意又は過失により県有備品を毀損滅失したときは、当該備品と同等の機能を有するものを調達しなければならない。この場合の調達品の所有権は県に帰属するものとする。

(4) 指定管理者は、任意により県有備品以外の備品を調達し、本業務実施のために供することができることとし、当該備品は指定管理者に帰属するものとする。

1 6 業務の内容

指定管理者が行う業務の内容は次のとおりとし、各業務の詳細内容については、適宜参考資料1～11を参照のこと。

(1) 施設の運営業務

ア 共通事項

- a 業務の適正な履行のため必要な職員を配置し、人員体制を確保すること。
- b 職員の勤務形態は、交流センター等の運営に支障がないよう定めること。
- c 職員に対して、障がい者及び障がい者の特性に関すること並びに施設の管理運営に必要な研修及び必要な知識、経験を積むことができる研修等を実施すること。

イ 利用促進業務（県の委託業務のほか、指定管理者が自ら行う業務（自主事業）を含む。）

- a 障がい福祉関係団体及び施設等と連携し、交流センター等との有機的連携を図ること。
- b 交流センター等の利用拡大を図るため、広報・啓発活動を行うこと。
- c 自主事業は施設の設置目的に合致したものである必要があり、自主事業の実施にあたっては事前に県の承認を得るとともに、その内容の変更にあたっては事前に県の承認を得ること。

なお、自主事業の企画にあたっては、障がい者も参加できる内容とすること。

※自主事業：指定管理者が施設の利用促進を目的として自主的に行うイベント事業をいう。特に企業協賛イベント、有料イベント等により指定管理

料の負担軽減をすることも可能。

ただし、有料イベントの企画にあたっては、障がい者に配慮した料金設定とすること。

- d 参考資料10「令和5年度障がい者交流センター等事業計画」に記載した事業と同程度のものは最低限実施すること。

ウ 「福祉の店」運営業務

地域活動支援センター等の作品販売や、障がい者の就労訓練の場として活用すること。

エ 受付案内業務（接客対応、電話対応、団体対応、苦情対応等）

利用者が円滑に施設を利用できるよう、利用者本位の観点から受付案内業務を実施すること。特に、障がい者の利用にあたっては、障がい特性及び個々の障がい者の状況に応じて適切な対応を行うこと。

オ 感染拡大防止の取組

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめとする感染症の感染予防及び感染拡大防止を徹底するため、施設の維持管理及び運営の各段階において、新しい生活様式や業務関係団体が公表する感染予防対策に関するガイドライン等を参考に、感染予防及び感染拡大防止に取り組むこと。

(2) 施設の維持管理業務

ア 交流センター

(ア) 清掃業務

- a 清掃対象区域は、プラザ（スポーツセンター、支援センター、障がい者相談支援センター及び行政財産の目的外使用許可部分を含む。）及び駐車場等の敷地全体とする。
- b プラザの衛生的環境と美観の保持及び清潔かつ爽やかな利用が確保できるよう、清掃業務を実施すること。
- c 日常清掃、定期清掃、特別清掃等の清掃内容による実施計画を作成し、履行すること。

(イ) 施設警備業務

- a 警備対象区域は、プラザ（スポーツセンター、支援センター、障がい者相談支援センター及び行政財産の目的外使用許可部分を含む。）及び駐車場等の敷地全体とする。
- b 施設の秩序及び規律を維持し、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の発生を警戒・防止することにより、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守ることを目的として業務を実施すること。
- c 夜間は、機械式管理を原則とする。

(ウ) 設備運転管理等業務

- a 対象設備は、プラザ（スポーツセンター、支援センター、障がい者相談支援センター及び行政財産の目的外使用許可部分を含む。）及び駐車場等の敷地全体とする。ただし、障がい者スポーツセンター、支援センター、障がい者相談支援センター及び行政財産の目的外使用許可部分においてのみ使用されるものを除く。
- b 施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、プラザ内の電気設備、機械設備及び防災設備等

について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、部品の更新等を実施すること。

(エ) 建築物・工作物・備品等維持管理業務

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な日常点検、定期点検及び修繕等を実施すること。

(オ) 植栽管理業務

敷地内の植栽を適切に保蔵・育成・処理することにより、豊かで美しい施設環境を維持することを目的として業務を行うこと。

(カ) 委託発注業務

業務事項の詳細については、参考資料6「委託業務一覧」を参照のこと。

(キ) 修繕業務

業務が円滑に遂行されるよう、施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等大規模修繕以外の修繕を実施すること。

なお、1件20万円以下の備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施するものとする。

(ク) プラザネットワーク保守業務

情報セキュリティの構築と、高速かつ大容量通信に対応可能な環境を維持するため、ネットワーク保守、ウィルス対策を実施すること。

イ 支援センター

(ア) 清掃業務

交流センターの指定管理者が実施する。

ただし、円滑な業務実施のため、必要な協力を行うこと。

また、支援センターの衛生的環境と美観の保持及び清潔かつ爽快な利用が確保できるよう努めること。

(イ) 施設警備業務

交流センターの指定管理者が実施する。

ただし、円滑な業務実施のため、必要な協力を行うこと。

(ウ) 設備運転管理等業務

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、部品の更新等を実施すること。

ただし、支援センターにおいてのみ使用される設備等に限る。

(エ) 建築物・工作物・備品等維持管理業務

施設の性能及び機能を維持し、利用者へのサービスが円滑に提供され、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適切な日常点検、定期点検及び修繕等を実施すること。

(オ) 植栽管理業務

交流センターの指定管理者が実施する。

ただし、円滑な業務実施のため、必要な協力を行うこと。

(カ) 委託発注業務

業務事項の詳細については、参考資料 6 「委託業務一覧」を参照のこと。

(キ) 修繕業務

業務が円滑に遂行されるよう施設の劣化を防止し、施設の機能及び性能を維持するため、計画的な修繕及び発生した不具合の修繕等大規模修繕以外の修繕を実施すること。

なお、1 件20万円以下の備品の更新については、修繕費として指定管理者が実施するものとする。

(3) 利用の許可に関する業務（交流センターのみ）

ア 条例第 8 条の規定に基づき、利用の許可をすること。

イ 条例第 9 条の規定に基づき、利用の許可を拒否すること。

ウ 条例第10条の規定に基づき、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。

(4) 利用料金に関する業務（交流センターのみ）

ア 条例第12条の規定に基づき、利用料金を自らの収入として収受すること。

イ 条例第12条の規定に基づき、利用料金の額について、条例別表第 2 に掲げる基準額を超えない範囲で、県の承認を得て決定又は変更すること。なお、この場合、一定の周知期間を設け、適切な告知に努めること。

ウ 条例第12条の規定に基づき、利用料金の減免基準について、県の承認を得て決定又は変更すること。

なお、減免基準は、次の事項は最低限実施すること。

- | | |
|---------------------------------------|------|
| a 障がい者及び介護者（障がい者 1 人につき 1 人に限る。）による利用 | 全額免除 |
| b 障がい者団体又は障がい福祉の増進を目的とする団体による利用 | 全額免除 |
| c 学校教育の一環としての利用 | 全額免除 |
| d 障がい福祉の増進を目的として県が主催する事業のための利用 | 全額免除 |
| e 高齢者による利用 | 半額免除 |

また、この場合、一定の周知期間を設け、適切な告知に努めること。

エ 条例第12条の規定に基づき、利用料金の還付基準について、県の承認を得て決定又は変更すること。

なお、還付基準は、次の事項は最低限実施すること。

- | | |
|--|------------|
| a 利用者の責めに帰すことができない理由により交流センターを利用することができなくなったとき | 既納の利用料金の全額 |
| b 利用者が利用の前日から起算して 2 日前までに利用の取消しを文書により申し出たとき | 既納の利用料金の半額 |

また、この場合、一定の周知期間を設け、適切な告知に努めること。

(5) その他管理に関し必要な業務

ア 交流センター等の設置目的を踏まえ、障がい者の利用に支障が生じないよう、次の例を参考に適切な配慮を行うこと。

 a 施設の利用申請を受け付けるにあたっては、障がい者等は利用予定日の1年前から、障がい者等以外の者は6か月前からとすること。

 b 自主事業の実施にあたっては、障がい者等も参加できる内容とすること。

イ 交流センターの利用者の大半が障がい者と見込まれることから、その利用に際し、事故の未然防止等の安全確保に万全の注意を払うとともに、体制の確保を図ること。

ウ 適宜施設内を巡回し、利用者の事故の未然防止とともに、施設内の秩序維持に努めること。

エ 利用に支障がないよう、施設内の設備・機器類について随時点検を行い、取替え・補充及び簡易な補修を行うこと。

 なお、対処できないものについては、管理責任者に連絡し指示を受けること。

オ 交流センターの利用における予約管理については、「徳島県公共施設予約システム」(パソコンや携帯電話から、インターネットを通じて県の施設の予約申込み等が行えるシステム)を利用すること。

1.7 県と指定管理者の役割分担

	項 目	指定管理者	徳島県
1	利用許可に関すること	○	
2	施設整備の維持管理（清掃等を含む。）	○	
3	機械設備の保守点検（スポーツセンターにおいてのみ使用されるものを除く。）	○	
4	敷地内の環境保全	○	
5	安全衛生管理	○	
6	物品の保管・管理	○	
7	利用促進事業の企画、運営	○	
8	施設設備の修繕	○	
9	施設設備の大規模な修繕		○
10	事故、火災等による施設の損傷（事案による）	○	○
11	不可抗力、施設の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任		○
12	施設の管理上の瑕疵に基づく施設利用者の被災に対する責任	○	
13	火災共済保険加入		○
14	包括的な管理責任		○

※初年度は特例として、県と協議の上変更する場合がある。

18 業務不履行時の手続き

指定管理者が管理運営サービス水準を満たしていないと県が判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 県は指定管理者に対し改善措置を勧告し、指定管理者は改善計画書を提出する。
- (2) 県と指定管理者から構成される関係者協議会で改善計画書の妥当性を検討する。
- (3) 県は事業報告書等により改善計画書に従った業務の改善が認められているか判断する。
- (4) 県が改善が認められないと判断した場合、違約金相当額を指定管理料から減額する。

違約金の設定については、「障がい者交流センター等の管理運営に関する基本協定書」の別紙7「業務不履行時の手続」を参照すること。

- (5) 県は(1)から(4)を経ても、なお業務の改善が認められないと判断した場合、又は連続して2回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

19 協議

この要求水準書に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の内容及びその処理について疑義が生じたときは、県と協議し、決定する。

- 参考資料1 施設配置図
- 参考資料2 管理運営費の状況
- 参考資料3 年度別利用状況
- 参考資料4 管理運営体制の状況
- 参考資料5 維持管理に関する業務基準書
- 参考資料6 委託業務一覧
- 参考資料7 備品一覧
- 参考資料8 リース物件一覧
- 参考資料9 行政財産の目的外使用許可の状況
- 参考資料10 令和5年度障がい者交流センター等事業計画
- 参考資料11 個人情報取扱特記事項